

株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について

平成21年2月24日
株式会社東京証券取引所

趣旨

現在、有価証券の普通取引においては、原則として売買日から起算して4日目の日に決済を行う取扱い(以下「4日目決済」といいます。)としていますが、基準日等が設定される場合には、株主確定等のため、売買日から起算して5日目の日に決済を行う取扱い(以下「5日目決済」といいます。)としていますが、株券電子化により株券の名義書換が不要となるなど、基準日等の日に決済を行うことが可能となっています。

また、株券電子化前においては株式併合又は株式分割に伴い株券提出が行われる場合には、価格形成上の問題及び受渡し事務上の問題を回避するため、売買停止(以下「期間売買停止」といいます。)が行われてきましたが、株券電子化後は株券提出は行われないうこととなります。

これらについては、「株券電子化に伴う当取引所における制度整備について」(平成20年3月25日付)において株券電子化への安定的な移行を確認した上で改めて対応を検討することとしていましたが、証券取引の清算・決済システムに関する合同ワーキング・グループ(1)において、平成21年11月を目標として廃止の準備を進めるべきとの検討結果が取りまとめられた(2)ことを踏まえ、当取引所において所要の制度改正を行うこととします。

(1)証券取引の清算・決済システムの継続的な改善を図るため、清算・決済制度のインフラストラクチャーを担う機関である株式会社日本証券クリアリング機構、株式会社証券保管振替機構及び当取引所が合同で設置したワーキング・グループ。上記機関3社のいずれかの参加者である証券会社、金融機関14社がメンバーとなっている。

(2)「5日目決済の廃止等に係る検討結果」(平成20年12月18日付)

制度概要

項目	内容	備考
1. 株券等の5日目決済の廃止について	・内国株券、新株予約権証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国株預託証券の普通取引について、5日目決済を廃止し、4日目決済に一本化することとします。	・普通取引について、配当落又は権利落とする期日は、権利確定日の2日前(休業日を除きます。以下日数計算において同じ。)の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日。)とします。 ・株式併合等により株式数が増減する場合の権利確定日に株式会社証券保管振替機構(以下「保振」といいます。)において行われている振替制限は撤廃され、また増減後の株式

項目	内容	備考
		<p>数の申告（新株式数申告）の端末入力時限の延長が検討される予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併、株式移転、株式交換又は会社分割により上場廃止となる場合の上場廃止日は効力発生日の3日前の日とします。 ・ 債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を含む。）については、保振において利払いに伴う振替制限が行われるため、当面現行どおりの取扱いとします（4日目決済への一本化は行いません。）
<p>2. 期間売買停止の廃止について</p> <p>(1) 期間売買停止の廃止について</p> <p>(2) 期間売買停止の廃止後の売買単位変更日について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合若しくは単元株式数についての定款の定めが設けられる場合に行っている期間売買停止を廃止することとします。 ・ 期間売買停止の廃止後は、株式併合等の効力発生日の3日前の日から、普通取引の売買単位を株式併合等の効力発生後の単元株式数（会社が単元株式数を定めなときは1株）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在期間売買停止の期間は、株式併合等の効力発生日の4日前の日から効力発生日の前日までとしています。 ・ 当日決済取引の売買単位についても、普通取引と同一の取扱いとします。 ・ 新売買単位を適用する初日における普通取引の基準値段は、株式併合等の比率にしたがって調整された値段、当日決済取引の基準値段は、調整前の値段となります。

実施時期

平成21年11月を目途に実施します。

以上